

平成 25 年 1 月 21 日

## IOSCO による最終報告書「複雑な金融商品の販売に関する適合性要件」 の公表

証券監督者国際機構（IOSCO）は、本日、「複雑な金融商品の販売に関する適合性要件」と題する最終報告書（以下、「本報告書」という。）を公表した。本報告書は、市場仲介者によるリテール顧客及び非リテール顧客への複雑な金融商品の販売に関する原則を提示したものである。

本報告書は、IOSCO で現在行われている顧客保護を促進させるための活動の一環であり、市場仲介者による複雑な金融商品の販売に関して以下の 9 つの原則を示している。

- ・ 顧客の分類
- ・ 顧客分類によらない一般的義務
- ・ 情報開示要件
- ・ 非助言サービスに係る顧客保護
- ・ （ポートフォリオ管理を含む）助言サービスに係る適合性の観点からの顧客保護
- ・ 法令等遵守機能並びに適合性に係る内部方針及び手続き
- ・ インセンティブ
- ・ 法令等の執行

複雑な金融商品は、標準的な金融商品に比べてよりリスクが高いとは必ずしも言えないものの、典型的には、多くの顧客、非リテール顧客さえも十分認識することができない用語、特徴、潜在的投資リスクを有している。2008 年に始まった金融危機は、金融商品の複雑性の増大によって、関連する投資リスクが顧客にとってより不明確になるという深刻な懸念を引き起こした。

特に、2008 年 9 月のリーマン・ブラザーズの破綻によって、市場仲介者が仕組み商品のリテール顧客及び非リテール顧客への適合性の評価を行わなかったことが際立った。この危機に対して、G20 の首脳は、2008 年 11 月、ワシントンでの会合において、金融市場改革のためのいくつかの共通原則を提示した。その重点項目には、

特に、「市場及び顧客を保護するためのビジネス行動規範の見直し」を促すことによって金融市場の健全性を推進させる点も含まれた。

IOSCO の親委員会であるジョイント・フォーラムでは、2008 年半ば、「金融商品・サービスのリテール販売における顧客適合性」と題する報告書を最終化した。この報告書では、金融商品・サービスのリテール顧客への販売における顧客への適合性に係る深度ある分析が行われた。報告書はまた、銀行、証券及び保険セクターの監督当局や規制対象機関が、リテール顧客向けの金融商品の不適切な販売によってもたらされるリスクに対処する方法について、関係する規制上の要件を含めて示した。

ジョイント・フォーラムの作業の中で重要なのは、世界中の約 90 の金融機関が、顧客への適合性に関する問題にどう対処しているか、また、不適切な販売により生じるリスクをどのように管理しているかについて調査したことである。このプロジェクトは、オプション、ヘッジファンド、変動保険商品、直接参加投資プログラム（direct participation programs）／有限責任組合契約（limited partnerships）、不動産投資信託（REITs）等の複雑な商品に対して適合性要件がどのように適用されるかという情報を得ようとしたが、この点のみに焦点をあてたものではなかった。本報告書は、ジョイント・フォーラムの当該作業を補完することを意図したものである。

本報告書を起案した IOSCO 市場仲介者に関する委員会の議長であるステファン・ポー氏は、次のように述べた。

「これらの原則は、IOSCO メンバーに対して指針を提供するとともに、IOSCO メンバー国の市場仲介者による複雑な金融商品の販売に関する現在の規制の状況や先進的な慣行を反映したものである。IOSCO は、これは継続的に変化・革新が起こっている分野であると認識しており、将来の政策的な作業につながり得る将来の市場や規制の動向を注視し続けていくものである。」